平 成 \equiv + 年 띠 月 日

第 増 四 T 刊 十 (1)号

目 次

人事委員会

○福岡県の職員の任用に関する規則 0 部を改正する規則

人事委員会事務局任用課

再

掲

○福岡県職員の駐在に関する規程の一 部を改正する訓令 人 事 課

事委員会

福岡県の職員の任用に関する規則の一 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する

平成 三十一年四月 日

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県の職員の任用に関する規則の 部を改正する規則

福岡県の職員の任用に関する規則 (平成元年福岡県人事委員会規則第十八号) 0)

を次のように改正する

火曜日

別表第 福岡県職員採用Ⅱ類試験の項中 「行政事務」 を 「行政」 に改め、 同表福岡県

職員採用Ⅲ 類試験の項中 「一般事務」を「行政」に、

土木

主として土木に関する知識 とする業務に従事すること 技術その他の能力を必要

を職務とする職 を

主として土木に関する知識 技術その他の能力を必要

土木

農業土木 必要とする業務に従事する 主として農業土木に関する を職務とする職 とする業務に従事すること 技術その他の能力を

主として林業に関する知識

技術その他の能力を必要

林業

とする業務に従事すること

を職務とする職

|福岡県職員採用Ⅲ

類試験の項中

 $\overline{}$

般事務」

を

別表第一

二土木

「土木」 を 農業土木 に改 いめる。

林業

附 則

この規則は、 公布の日から施行する

再 掲

する同条例第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する 福岡県公告式条例

福岡県訓令第三号

部

福岡県職員の駐在に関する規程の 部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程 (昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号) の一部を次

のように改正する 第四条第三項及び第五条第

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第六号イ中

を

「及び第八項

第四条第一

三項、

第五条第一

項並びに第七条第九項」

に改め、

第 定期発行日 〔発行〕〒812-8577

毎週火金曜日

小

Ш

洋

〔作成〕〒812-0023

福岡市博多区東公園7番7号 福岡市博多区奈良屋町3番1号

本

出先機関

庁

一十五年福岡県条例第四十六号) 第四条第二項において準用

(昭和)

福岡県 総務部 久野印刷

株式会社

「行政」 に

総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)

(電話 092-262-5726)

ことを職務とする職

に改める。

割令は、公布の附 則

この訓令は、公布の日から施行する。